有料老人ホーム登録様式の記入方法について

旭川市福祉保険部指導監査課

１　有料老人ホーム情報の公表

　　令和３年４月１日付けで改正された「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（老発第0718003号平成14年７月18日）において，有料老人ホームの現況報告の公表に当たって，「介護サービス情報公表システム」（以下，「システムという」）の活用を検討することとされたことに伴い，本市においては，今後システムを活用することとします。

（介護サービス情報公表システム）

https://www.kaigokensaku/mhnw.go.jp

２　現況報告における重要事項説明書の様式

　　システムへの公表内容は，令和６年１２月２日改正の重要事項説明書（旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という）の別紙様式）の内容となっており，この内容をシステムに取り込むにあたり，厚生労働省から提供されているエクセルファイル（【登録様式EXCEL】有料老人ホーム.xlsx】）（以下，「報告ファイル」という）を使用します。

　　つきましては，**今回の有料老人ホーム現況報告における重要事項説明書については，報告ファイルに各施設の令和６年７月１日の現況を入力したものを提出ください**ますようお願いします。

　※　独自の様式を使用されている施設においても，報告ファイルにより提出してください。なお，独自様式を用いる場合は，原則として指針の様式の要件を満たしている必要があります。

　※　**重要事項説明書の様式については，指針の改正にあたり変更がありますので御留意ください。**

　※　報告ファイルの内容は，旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の別紙様式，別添１，別添２と同一です。同意欄もありますので，このまま重要事項説明書として使用することも可能です。

３　提出時の報告ファイル名

　　提出時には，報告ファイル名の「有料老人ホーム」部分を施設名称（類型部分を除く）に変更してください。

（例）

施設名　　：住宅型有料老人ホーム旭川

　　ファイル名：　【登録様式EXCEL】有料老人ホーム.xlsx

　→【登録様式EXCEL】旭川.xlsx

４　報告ファイルの作成に係る留意点

　⑴　報告ファイルについて

　　　報告ファイルには，「重要事項説明書」「別添１」「別添２」の３つのシートが含まれ，それぞれ指針の別紙様式及び別添と対応しています。「別添１」及び「別添２」も重要事項説明書の一部ですので，必ず作成してください。

⑵　サービス付き高齢者向け住宅

　　サービス付き高齢者向け住宅の登録のある有料老人ホームの重要事項説明書につきましては，「登録事項等についての説明書」を添付することで，有料老人ホームの重要事項説明書のうち「登録事項等についての説明書」に含まれる項目（１から３まで及び６）を削除できることとなっております。

なお，サービス付き高齢者向け住宅については，有料老人ホームとしてシステムへ登録はしませんので，報告ファイルによらず，別紙様式により作成されても差し支えありません。

⑶　様式への記入における留意点

　ア　システム登録に当たり，報告ファイルを読み込む設定となっていますので，追加，削除等の改変をされないようお願いします。

　イ　欄外に「未記入」と朱書きで表示されている項目は入力が必須となっています。

　　　「未記入」の項目は必ず入力されますようお願いします。

　ウ　「別添１」の市内で実施する他の介護サービス等について，サービス毎にⅠ事業所しか入力できないことから，同一サービスで複数の事業所を運営されている場合は，併設，隣接等の状況から当該事業所と最も関係の深い事業所を「主な事業所」として記入してください。

　エ　「別添２」の「特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無」の欄は必須項目ですので，必ず入力してください。